●申告フローチャート

フローチャートの結果を参考に、申告が必要な方は期限までに申告してください。このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

は　い →

いいえ →

スタート

令和４年１月１日につくばみらい市にお住まいでしたか。

→ 令和４年１月１日にお住まいだった市区町村に確認してください。（本市では申告できません）

↓

令和３年中に収入がありましたか。（この収入には遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得・生活扶助は含まれません）

→ 市内に住民登録のある親族が、年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなたを配偶者または扶養親族として申告しますか。

→ あなたは配偶者で、扶養主の所得が 1,000 万円超でしたか。

→ 市民税・県民税の申告が必要です。市民税・県民税の申告は、市ホームページから作成することができます。（18 ページ参照）

↓ 所得証明書や金額の記載された非課税証明書が必要ですか。

→ 申告の必要はありません。

↓

令和３年中に給与収入がありましたか。

→ 令和３年中の収入は公的年金等だけですか。（個人年金は公的年金に含みません）

→ 年間の公的年金等の収入は 400 万円以下ですか。

→ 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない各種控除（医療費、生命保険料、社会保険料、扶養、寡婦・ひとり親、障害者、寄附金控除など）を申告しますか。

→ 申告の必要はありません。

↓

年末調整が済んでいますか。

→ **市民税・県民税の申告または確定申告が必要です。**【注意】申告の内容により、市役所会場で受け付けができない申告がありますので、ご注意ください（18 ページ参照）。市民税・県民税の申告は、市ホームページから作成することができます（18 ページ参照）。

↓

収入は１カ所からの給与のみですか。

→ 主な給与以外の副業の給与、公的年金等、個人年金、事業などの所得（給与の場合は収入）が 20 万円を超えますか。

→ 市民税・県民税の申告が必要です。市民税・県民税の申告は、市ホームページから作成することができます（18 ページ参照）。

→ 申告の必要はありません。

↓

給与の源泉徴収票に記載されていない各種控除（医療費、生命保険料、社会保険料、扶養、寡婦・ひとり親、障害者、寄附金控除など）を申告しますか。

→ 勤務先からつくばみらい市へ「給与支払報告書」が提出されていますか。（勤務先の担当者に確認してください）
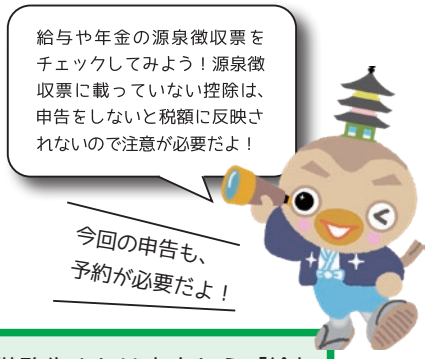
→ 勤務先または本人から「給与支払報告書」を市役所税務課まで送ってください。